

# ハッピーエンゼル支援事業

(深谷市不妊治療費補助事業)

# のご案内



深谷市では、不妊治療を受けたかたを対象に、10万円を限度に1年度あたり1回、通算5年度まで治療費を補助しています。  
該当要件、手続き等をよくご理解の上、申請してください。

## 1 対象者

埼玉県不妊治療費助成事業による助成金の支給決定を受けたかたで、次の全ての項目に該当するかたが対象です。

- (1) 夫婦の双方又は一方が、不妊治療の開始日から補助金の申請時まで、引き続き深谷市の住民基本台帳に記録されていること
- (2) 市税に滞納がないこと
- (3) 他の地方公共団体から、同一の不妊治療に対し同種の補助（埼玉県不妊治療費助成事業による助成金を除く）を受けていないこと

## 2 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、県助成金の対象となった不妊治療に要した費用から県助成金の額を控除した金額とします。

## 3 補助内容

夫婦1組につき、補助対象経費に、2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度に1年度あたり1回、通算5年度まで補助します。

## 4 申請手続き

### (1) 提出書類

- 深谷市不妊治療費補助金交付申請書
- 添付書類
  - ① 埼玉県不妊治療費助成事業不妊治療実施証明書の写し  
(埼玉県不妊治療助成事業の申請で保健所に提出する前にコピーしておいてください)
  - ② 埼玉県不妊治療費助成事業助成金支給決定通知書  
(保健所から発行されます。原本を窓口で確認の上、コピーをとらせていただきます)
  - ③ 不妊治療に係る領収書  
(原本を窓口で確認の上、コピーをとらせていただきます)
  - ④ 市税に滞納がないことの証明書又は同意書  
(夫・妻ともに必要)  
(市税に滞納がないことの証明書は、深谷市役所市民税課で発行しています。  
交付申請書内の同意書欄に署名又は記名押印いただければ、証明書の提出は不要です。)
  - ⑤ 補助金の振込先となる口座の通帳(確認用)

### (2) 申請期限

補助金交付申請は、原則として治療が終了した日の属する年度の3月31日までに行ってください。

ただし、治療が2月1日から3月31日までに終了した場合は、翌年度の7月31日まで申請を行うことができます。

治療が終了した日	補助金交付申請の期限
4月1日～1月31日の間	当該年度内(3月31日まで)
2月1日～3月31日の間	原則、当該年度内(3月31日まで) ⇒ ただし、治療が終了した翌年度7月31日まで申請することができます。その場合、 新年度の補助回数に計上します。

また、補助年度は、補助金交付申請書を市に提出した日により決定されます。

	治療終了日	申請日	補助年度	29年度申請
例1	平成30年 3月19日	平成30年 3月28日	29年度	可能
例2	平成30年 3月19日	平成30年 4月7日	30年度	不可能

※例2の場合、4月1日から7月31日までに申請した助成金は、平成29年度中の治療であっても、申請した平成30年度の助成となり、平成30年度に行った治療については申請できません。

### (3) 申請窓口

深谷市保健センター 深谷市本住町17-1

電話 048-575-1101

※月曜日から金曜日（祝休日を除く）の、午前8時30分から午後5時15分まで

## 5 補助金の交付

審査の結果、交付要件に合致している場合は、深谷市不妊治療費補助金交付決定通知書を郵送し、指定された口座に補助金を振り込みます。

交付要件に合致しないなど補助金の交付ができない場合は、その理由を記載した深谷市不妊治療費補助金不交付決定通知書を郵送します。

### 【問い合わせ】

深谷市保健センター 深谷市本住町17-1

電話 048-575-1101

